

非自発的失業軽減措置該当・非該当チェックシート

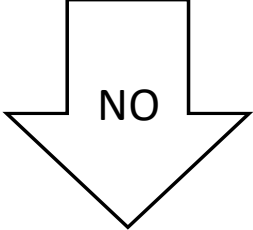
年齢は75歳以上ですか？

YES

非自発的軽減措置非該当

該当しません。

国民健康保険の加入者ではなく後期高齢者医療制度の加入者になります。後期高齢者医療制度には非自発的失業に係る軽減制度はありません。

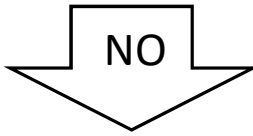


年齢は65歳以上ですか？

YES

該当しません。

非自発的失業に係る軽減制度は、65歳未満で雇用保険受給資格がある国民健康保険加入者に適用されます。

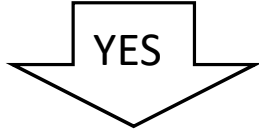


雇用保険受給資格はありますか？

NO

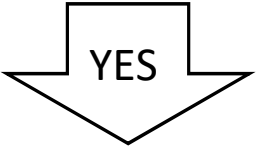
離職票をお住まいの管轄であるハローワークに提出し、雇用保険受給資格者証を入手してください。

非自発的失業に係る軽減制度の申請には雇用保険受給資格者証が必要となります。



雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知は手元にありますか？

NO



雇用保険受給資格者証の離職理由コードは何番ですか？

下記以外のコードの場合は右の矢印へ

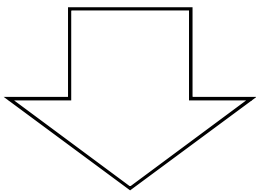
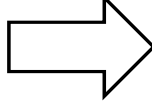
- ◎特定理由離職者 23・33・34
- ◎特定受給資格者 11・12・21・22・31・32

の場合は下の矢印へ



該当しません。

当該離職コードは、非自発的失業に係る軽減制度に該当しません。



※「特例受給資格者」や「高年齢受給資格者」の方は対象外です。

非自発的失業に係る軽減制度に該当されますので、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を持参し、津久見市役所 健康推進課 国保年金係（3・4番窓口）にて申請手続きをしていただくようお願いいたします。

軽減の対象になる離職理由コード番号

種類	離職理由コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間12カ月未満)

※ただし、上記コードであっても特例受給資格者(短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人)及び高年齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人)は、対象となりません。

※上記コード以外の離職理由コード25(定年退職・移籍出向)や40(自己都合退職)等の場合は該当しません。